

厚生食監発 1013 第 3 号
令和 5 年 10 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録に関する要領」の一部改正について

「食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録に関する要領」については、「食鳥処理衛生管理者の登録養成施設及び登録講習会の登録等に関する事務処理について」（平成 27 年 3 月 31 日食安監発 0331 第 4 号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）の別添 2 により示しているところです。

今般、令和 3 年 6 月に閣議決定された「包括的データ戦略」に基づき実施されたデジタル原則への適合性の点検・見直し作業に関し、第 6 回デジタル臨時行政調査会（令和 4 年 12 月 21 日開催）で「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が示されました。当該講習会については、見直後 Phase が Phase3-1 とされ、実技による講習や試験などデジタル化が技術的に困難な場合を除き、受講者の利便性向上を確保しつつ、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを基本とするよう示されました。

これを踏まえ、本要領について下記の見直しを行い、別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、貴管下関係者に対して周知を図るとともに、その施行に遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 講習会の実施地については、デジタル完結とする場合を考慮し、講習会場、実習を行う場所又は講習会の実施者の業務を行う場所としたこと。

- 2 受講する科目について、食鳥処理衛生管理者が習得すべき必要な知識を得られるよう講習科目の標準となる内容を示したこと。なお、関連する内容を含む他の科目で講義しても差し支えないこと。
- 3 デジタル技術を活用する場合には、不正受講対策や講習の理解度を適切に測ることのできる機能があることを確認すること。例えば、デジタル臨時行政調査会が公表した「講習・試験のデジタル化を実現する製品に関する公募結果」（令和4年10月31日付け初回公表）などを適宜参照されたいこと。

(参考)

- 第6回デジタル臨時行政調査会
<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/>
- 講習・試験のデジタル化を実現する製品に関する公募結果
https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/online-training-public-offers-result/?_fsi=VU5Sf8e7